

中国における専利出願集中管理弁法 (試行)

北京銀龍知識産権代理有限公司

王 未東
化学部
弁理士/弁護士



北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に専利局の認可を受けて設立された代理機構である。王氏は2003年に中国薬科大学を卒業後、2006年まで天津天士集団で化学薬物の研究開発に携わり、2007年～2010年は、天津天士集団法務センターで専利の国内外の出願、復審、無効等の業務に従事した。2010年から北京銀龍知識産権代理有限公司で、国内外の出願明細書の作成、中間業務等幅広く担当している。専利権侵害訴訟経験もありクライアントから高い評価を受けている。

【概要】

中国において、「専利出願集中審査管理弁法（試行）」が、2019年8月30日から実施された。本稿では本弁法の起草の背景・目的、主要な内容、および実務について解説する。

【詳細及び留意点】

I. 起草の背景・目的

1. 一群の重要技術に関するパテントポートフォリオに含まれる一連の専利出願について、集中審査をすることへの公衆のニーズがますます強くなっている。
2. 専利出願が組み合わされた全体技術に対する理解を強化し、審査意見通知書の有効性を向上させ、審査の品質および効率を向上させる。
3. 国の重要な競争産業または公共の利益に意義を有する産業の専利出願に関する集中審査制度を確立する。
4. 中核的な専利の育成を支持し、産業パテントポートフォリオを加速させ、国家の知識産権戦略の実施および知識産権国家の強化を推進し、革新的で発展を推進する戦略を支援する。

II. 主要な内容および実務

(a)集中審査を請求する専利出願は、次の要件を満たさなければならない。

1. 一群の重要技術をめぐる発明専利出願の組み合わせであること（個別案件を早期に審査することではなく、重要技術に関するパテントポートフォリオに含まれる発明専利出願を対象とする）
2. 一群の発明専利出願がいずれも既に実体審査段階に移行していて（実体審査請求が既に発効し、かつ審査が開始されていない）、かつ、実体審査請求の発効日（発明専利出願が実体審査段階に入る旨の通知書の発行日）から1年を超えないこと。なお、同様の発明創造について実用新案を同日に出願している発明専利出願は、集中審査の範囲に含まれない。
3. 国の重要な競争産業に関連するものか、または国益上、公益上重大な意義を有するものであること。
4. 集中審査を請求する一群の専利出願の件数が50件を下回らないこと。
5. 専利出願が優先審査等のその他の審査制度を利用していないこと（審査リソースを重複配置することを回避する）。

(b)集中審査を請求することができる主体

1. 専利出願人¹（集中審査の対象となる出願の出願人が複数である場合、出願人全員の承諾を要する。）
2. 省レベルの知的財産管理部門

(c)集中審査請求に要する提出資料

1. 提出しなければならない資料の範囲

集中審査請求人は、次の資料を提出しなければならない。

- (1) 専利出願集中審査請求書（すべての内容を記入しなければならない。）請求書において、請求人、連絡先および連絡方法、技術分野、集中審査を請求する理由の記載、および、集中審査の対象となる出願の出願人全員の署名または捺印が必要である。特に、請求書において集中審査を請求する具体的な理由を詳しく説明しなければならない。電子出願リストにおいて各専利出願と「重要技

¹ 集中審査の対象となる出願に集中審査を請求する専利出願人（集中審査請求人）が含まれていなくてもよい。

術」との関係（各専利出願と専利出願の組合せとの対応関係）を明記しなければならない。上記内容は、国家知識産権局が集中審査を行う必要性および実施可能性を判断するために必要である。

- (2) 専利出願リスト（印刷した書面と電子形式を各 1 部）
- (3) その他集中審査の必要性を裏付ける資料

(d)提出方法

集中審査請求資料を書簡により送付できる。専利出願リストは印刷した書面および電子形式（CD-ROM）を併せて送付する。

送付先住所：

郵便番号 100088 北京市海淀区西土城路 6 号

国家知識産権局専利局審査業務管理部（封筒上に「集中審査」と明記すること）

(e)集中審査請求の受け取り確認の結果のフィードバック

国家知識産権局は請求資料を受け取り確認をした後、集中審査請求の確認結果を請求書に明記された連絡方法にて担当者に速やかにフィードバックする。

請求が認められた出願は、集中審査の実施が認められる。

請求が認められなかった出願は、通常案件として審査がなされる。

(f)集中審査作業の担当部門および実施

専利出願の集中審査作業は、国家知識産権局専利局審査業務管理部（以下、「審査業務管理部」と称する）および国家知識産権局専利局審査部門単位（以下、「審査部門」と称する）により共同して実施される。

集中審査は、一般的には実体審査請求の発効日（発明専利出願が実体審査段階に入る旨の通知書の発行日）から 3 か月後に開始される。

(g)集中審査過程において必要な、集中審査の対象となる出願の出願人の協力

審査の質を向上させるために、集中審査では、審査過程における集中審査の対象となる出願の出願人との十分な意思の疎通がより重視される。

国家知識産権局により関係審査部門団体が組織され、集中審査が実施される。審査中、集中審査の対象となる出願の出願人は、主に次の事項について積極的に協力しなければならない。

1. 審査部門の要求に従って関係技術資料を提出すること。
2. 審査部門が要求した技術説明会の実施、面接、調査研究、巡回審査などに積極的に協力すること。
3. 集中審査実施過程における問題、経験、効果および価値などの状況を早期にフィードバックすること。
4. 協力する必要があるその他の作業。

(h)集中審査手続が打ち切られる場合

集中審査が実施されている専利出願は、次の状況のいずれかに該当すれば、審査業務管理部または審査部門は一群の集中審査手続を打ち切ることができる。

1. 集中審査が実施されている専利出願の出願人が信義誠実の原則に反して虚偽の資料を提出した場合
2. 集中審査が実施されている専利出願の出願人が関係技術資料の提出、技術説明会の実施、面接、調査研究、および巡回審査等の集中審査の実施に役立つ作業に協力しない場合
3. 審査中に該当する一群の案件に不正常的な出願²が発見された場合
4. 集中審査が実施されている専利出願の出願人が集中審査の打ち切りを自ら申し出た場合
5. 集中審査手続を打ち切るべきその他の状況の場合

これらのいずれかに該当する場合には、その一群の出願すべてについて集中審査の手続が打ち切られ、通常案件として審査がなされるようになる。

² 不正常的な出願とは「専利出願行為を規範する若干規定」（第75号局令による修正）第3条に該当する出願。

(i)集中審査が終結するまでの期間および応答期間

1. 集中審査では大量の出願を審査し各出願の事情もそれぞれ異なるので、終結するまでの最長期間は設けられていない。
2. 集中審査が実施されている専利出願の出願人が審査意見通知書に応答する期間は、通常の案件と同一である。出願人の応答時期（速度）は、審査部門が次回の審査意見通知書を発行する時期に影響を及ぼす。

(j)集中審査と優先審査との主な相違

集中審査と優先審査とでは、重きを置いている点が異なる。優先審査では終結するまでの期間が明らかに定められており、個別案件について早期に審査を終えることに重きが置かれているのに対し、集中審査では、大量の案件について、審査中に集中審査が実施されている専利出願の出願人と十分に意思の疎通を図って、審査の質を高めることを重視している。

【ソース】

《専利出願集中審査管理弁法（試行）》

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-11/25/content_5455149.htm

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)